

(平成25年5月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年12月1日に厚生年金保険第3種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B事業所（現在は、C株式会社）における厚生年金保険第3種被保険者の資格喪失日は、20年9月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険第3種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年12月1日から20年9月2日まで
D国のE地区から帰国後の昭和19年12月1日からA株式会社B事業所に入社し、終戦直後に同社を退職してF県の自宅に戻った。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の後継企業であるC株式会社は、A株式会社B事業所における申立人に係る従業員記録を提出しており、同記録から、申立人の入社日は昭和19年12月1日、解雇日は20年9月1日であると回答していることから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日は昭和19年12月1日、標準報酬月額は140円（14等級）と記載されている者の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と資格取得日が同日の昭和19年12月1日で、資格喪失日が確認できないものの、オンライン記録における資格喪失日が20年9月2日となっている者の記録が確認でき、この者について、C株式会社は、A株式会社B事業所における従業員記録に記録されている解雇日は申立人と同日の同年9月1日であると回答していることから、申立人の資格喪失日についても同年9月2日であると推認できる。

加えて、申立人の子は、「父はG業務についていたと思う。」と述べており、C株式会社は、前述の申立人に係る従業員記録により、「(申立人は)事務職ではなかったと考えられる。」と回答しているところ、申立人に係る上記被保険者名簿において、「G業務の者其の他」の欄に、G業務の職員を示す「H」の記載が確認でき、日本年金機構I事務センターは、「被保険者名簿の記録から、第3種被保険者と考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年12月1日に厚生年金保険第3種被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険第3種被保険者の資格喪失日は20年9月2日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録から、140円とすることが妥当である。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から平成元年 1 月 13 日まで
私は、申立期間において、有限会社Aに勤務しB業務をしていたが、当時、年間 560 万円ほど収入があり、年 2 回の賞与を除外すると、1 か月平均で 35 万 5,000 円の収入があったにもかかわらず、国の記録では在職期間中の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっている。

実際に受け取っていた給与の金額と標準報酬月額とが大幅に違っているため、詳しく調査をし、実際に受け取っていた給与の金額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aから月額 35 万 5,000 円の給与を支払われていたとしているが、同社は既に解散しており、元事業主は申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除額については不明としている上、申立期間当時の給与及び社会保険事務担当者は亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、申立期間中に、有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を有している 10 名のうち、元事業主及び被保険者期間が 1 か月未満の者を除き、かつ、所在が判明した 6 名に照会したところ、回答があった 3 名のうち 2 名が申立期間に支給されていた給与額について記憶していたが、うち 1 名は月額 30 万円、残る 1 名は月額 20 万円としているものの、これら 2 名の同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額は、その記憶する給与額より低い額となっているところ、当該同僚は、いずれも給与明細書を所

持していないとしていることから、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間中に、有限会社Aにおいて申立人と同様にB業務をしていたとみられる同僚8名の標準報酬月額について、申立人よりも低額の者が4名、申立人と同額の者が2名及び申立人よりも高額の者が2名確認できるところ、申立人よりも高額の者の標準報酬月額は、14万2,000円及び18万円であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり著しく低額であるとは言い難い。

加えて、申立期間の申立人のオンライン記録において、標準報酬月額の記録を遡って訂正した処理は確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城（福島）厚生年金 事案 2963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 47 年 3 月末頃まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A県B郡C町にあったD事業所のE部門で働いていた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

間違いなくD事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している元同僚の証言及び申立人が所持する社内旅行の記念写真から、時期及び期間は特定できないが、申立人は、D事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、同事業所を経営していたA県B郡C町に所在した株式会社Fは、昭和 46 年 12 月 1 日に適用事業所となり、59 年 1 月 31 日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち 43 年 10 月から 46 年 11 月までは適用事業所とはなっていない。

また、申立人をD事業所に紹介したとする同僚は、申立人の退職時期についての記憶が無く、申立人の退職時期について特定することができない上、申立人は同事業所の寮に住んでいたとしているところ、申立期間当時の株式会社Fの元専務取締役は、「事業所の寮に入っていたのであれば正社員であるが、入社してもすぐに社会保険に加入させていなかった場合がある。長続きするかどうか様子を見てから社会保険に加入させていた。」旨証言している。

さらに、申立人はD事業所を退職したのは昭和 47 年 3 月末頃であると

主張しているところ、申立人の改製原附票によると、申立人は46年11月30日に同事業所と同じ住所から、当時の本籍地であるG県H郡I町（当時）に住所を異動したことが確認できることから、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日より前に退職していたことが考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。